別　表

地　域　名　等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

（注）　大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種＼保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車					11,020	10,850	10,680	10,510	10,340	10,170
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車					8,890	8,780	8,670	8,550	8,440	8,330
軽自動車	検査対象車				9,490	9,370	9,240	9,110	8,980	8,850
	検査対象外車		7,920	7,290		6,650				
原動機付自転車			5,350	5,210		5,070				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車					5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車			4,920	4,920	4,910	4,900	4,890	4,880
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	4,880	4,840		4,790				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			4,770	4,740		4,720				

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。